

回覧

農業に伴う野焼きについて

農家の皆さまへお願ひ

～やむを得ず、実施する場合の留意事項～

適法な焼却施設以外で廃棄物（ゴミ）を燃やす『野焼き』は廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止とされています。

* 農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却については、禁止の例外とされていますが、この場合であっても、次のような配慮が必要です。

農業を営むためにやむを得ない野焼きとは？

- ・畠の剪定枝の焼却
- ・稻わらの焼却
- ・田畠の畦草の焼却 など

消防署へ焼却行為の届出を！

南アルプス市火災予防条例 第45条1項の規定により、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為をしようとする者は、消防署長への届出が必要です。

南アルプス消防署 TEL : 055-283-0119

八田消防署 TEL : 055-285-0119

実施に際してのお願い事項

- ・声掛けや回覧などで、事前に周知してください。
- ・周囲の住宅環境に配慮し、煙や臭いに関する苦情が出ないように努めてください。

留意事項

- ・可燃物や燃えやすい物の近くでは、焼却を行わない。
- ・風向きに注意し、風の強い日には焼却をしない。
- ・一度に多量の焼却はせず、少しづつ燃やす。
- ・水バケツなどの消火用具を必ず準備する。
- ・燃えつきるまで決してその場を離れず、必ず消火を確認する。
(燃えつきたと思っても、再燃する場合が多くあります。)
- ・焼却するものをよく乾燥させ、大量の煙が出ないよう工夫する。

* 消防署への届出は、火災予防の観点から設けられたものであり、屋外焼却が合法化されるものではありません。



南アルプス市役所 農政課

TEL 282-6207

環境課

TEL 282-6097

J A 南アルプス市 営農経済部 営農指導課

TEL 283-7134